

# 現場説明書

- 1 業務名 圧送管点検計画ほか策定業務委託  
2 監督員 技術部 下水道施設課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金  する  しない  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払  する(  回以内)  しない

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
<del>初年度( 年度)</del>	<del>%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の %</del>
<del>第2年度( 年度)</del>	<del>%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の %</del>
<del>第3年度( 年度)</del>	<del>%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の %</del>

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
  - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
  - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~  
提出不要
  - イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下請負者届          | 下請負を発注の都度、提出すること。                 |
| カ 直営工事届          | 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。 |

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

## 6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

## 8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 9. 技術的事項について (別紙)

# 圧送管点検計画ほか策定業務委託要領及び仕様書

## 第1章 総則

### 1. 適用

本仕様書は、横須賀市(以下「委託者」という。)が発注する「圧送管点検計画ほか策定業務委託」(以下「業務」という。)に適用する。

### 2. 費用の負担

業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 3. 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 4. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 6. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

### 7. 引き渡し

受託者による審査に合格した後、本仕様書に指定された提出図書一式を納入し、本市上下水道局の検査員による検査をもって業務の完了とする。なお、受託者は、業務完了時及び業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第2章 計画業務等全般

### 1. 業務の目的

横須賀市では約 1,348km(平成 28 年度下水道統計)もの下水道ストックを有しており、今後、施設の老朽化が見込まれる。そのため、予防保全型の施設管理により安全の確保等を図り、継続して下水道サービスを提供する必要がある。

本業務は、圧送管の現状を把握し点検・調査・診断等の計画を検討する。

### 2. 対象施設

本業務の対象施設は下記のとおりとする。

圧送管延長：約 28.5km(別紙:対象施設一覧表による。)

### 3. 業務項目

- (1) 基礎調査
- (2) 現況把握・課題の抽出
- (3) 圧送管の点検調査計画の検討
- (4) 圧送管の診断計画の検討
- (5) 改築・耐震化計画(案)の検討
- (6) 照査
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ(設計協議)

### 4. 業務計画書の作成と提出

受託者は、委託契約後速やかに作業項目、手順および作業内容、実施工程、体制等について詳細な業務計画を立案し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。

### 5. 配置技術者

- ① 受託者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ② 管理技術者は、技術士(総合監理部門(下水道)または上下水道部門(下水道))を有する者とする。
- ③ 総合地震対策計画および圧送管基本設計業務の経験を有する技術者(管理技術者を含む)を配置すること。

## 6. 打合せ

- ① 業務実施にあたって、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し打合せの際、相互に確認しなければならない。
- ② 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

## 7. 設計基準等

受託者は業務を実施するにあたり、最新の諸基準および参考図書ならびに仕様書に基づいて行うものとする。なお、仕様にあたっては、事前に担当職員の承諾を得なければならない。

## 8. 参考資料の貸与

委託者は、受託者が業務を行うにあたって必要とする事業計画書、地質調査資料、下水道台帳、竣工図等の資料を提供するものとし、受託者はその資料の管理について十分注意する。

## 9. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 第3章 業務内容

### 1. 基礎調査

基礎調査は、対象施設に対して実施するものとし、下水道台帳等の既存資料を基に診断対象施設の選定および診断に必要な施設の現状を把握しなければならない。

#### 1) 管路施設情報の収集・整理

##### (1) 施設情報の収集整理

- ① 下水道計画
- ② 下水道台帳、竣工図（施設の構造、管種、管径または内空寸法、勾配、延長）
- ③ 建設年度、改築履歴
- ④ その他

##### (2) 維持管理情報収集・整理

- ① 巡視・点検および清掃の記録・報告書
- ② 苦情、陥没、浸水記録
- ③ 修繕の履歴および関連図書等
- ④ その他

#### 2) 地盤情報収集・整理

- ① 土質資料
- ② その他

#### 3) その他情報収集・整理

- ① 上位計画およびその他関連事業計画
- ② 埋設環境（道路形態の変更、埋設状況の変化）
- ③ 特殊条件（硫化水素による腐食等の廃液、地盤の不等沈下）
- ④ その他

### 2. 現況把握・課題の抽出

#### 1) 現況把握・動水勾配の検討

現状把握を行うため圧送管の位置図、縦断図を作成するとともに、下水道台帳等より縦断勾配を確認し、圧送路線の中で自然流下区間に該当する範囲を整理する。また、自然流下区間に気相部があると硫化水素が放散され圧送管路においても腐食する可能性があるため、各路線について動水勾配の計算を実施し、腐食の可能性がある区間を設定する。

## 2) 課題の抽出

職員へのヒアリングを行い、現状の圧送管維持管理の方法や課題について整理する。また、前述の現況把握と合わせ、適正な維持管理を実施する上での課題抽出を行う。

## 3. 圧送管の点検調査計画の検討

既設圧送管は供用中であり、平面的、縦断的に起伏があるためテレビカメラ調査等による管内調査が困難である。そのため、圧送管について点検調査計画を検討する。

### 1) 点検調査方法・事例調査

圧送管の点検調査方法を示す。また、圧送管の点検・調査方法等の維持管理手法について、事例調査を行う。

### 2) 点検調査項目

圧送管の点検調査項目を示す。

## 4. 圧送管の診断計画の検討

### 1) 優先順位の設定

- ① 対象路線の諸元、動水勾配の検討結果等を整理し、劣化診断(点検調査)を実施する優先順位を設定する。
- ② 対象路線の諸元等を整理し、耐震診断を実施する優先順位を選定する。

### 2) 概算委託費の算出

圧送管の診断に必要な概算委託費を算出する。

## 5. 改築・耐震化計画(案)の検討

### 1) 優先順位の設定

対象路線の重要度や他計画等を考慮し、改築・耐震化計画(案)の優先順位を検討する。

### 2) 年次計画(案)の検討

改築・耐震化事業の実施にあたり、前述の優先順位を踏まえ年次計画(案)を検討する。

## 6. 報告書作成

検討内容、計算結果等を整理し報告書及び報告書概要版を作成する。

## 7. 打合せ

打合せは、初回打合せ1回、中間打合せ3回、最終打合せ1回の計5回を標準とする。なお、必要に応じて打合せを行うものとする。

## 第4章 照査

### 1. 照査の目的

受託者は、業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するとともに、照査担当者を定め段階的に照査を実施し成果品に間違いがないよう努めなければならない。照査実施にあたっては、業務計画書に時期・内容を記載すること。

### 2. 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

### 3. 照査事項

受託者は、下水道施設の計画的な維持、改築、耐震化の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ①基本事項の確認内容および課題の把握・整理内容に関する照査
- ②検討の方法およびその内容に関する照査
- ③計画の妥当性、他計画との整合性に関する照査

## 第5章 成果品

### 1. 成果品の提出

提出書類については、「別紙:提出書類一覧」による。



# 対象施設一覧表

番号	起点施設	管径	管種	延長	空気弁	仕切弁	泥吐弁	マンホール	施工年度	経過年数	備考
1	追浜P-L	500	DIP	112.39	-	-	-	1	S62	31	
	追浜P-R	500	DIP	111.93	-	-	-		S62	31	
2	深浦P	200	DIP	5.20	-	-	-	-	S57	36	
3	長浦P	500	DIP	428.50	-	-	-	-	S62	31	
4	根岸P	1000	SP	1,219.60	14	-	1	-	S46	47	
5	舟倉P	350	DIP	964.86	4	-	-	-	S55,56	38	
	舟倉2P	500	DIP	813.22	3	-	-	-	S54	40	
6	久里浜1P-L	500	DIP	1,252.23	6	-	1	2	S53,54	40	
	久里浜1P-R	500	DIP	1,253.23	6	-	1				
7	久里浜2P-L	500	DIP	1,373.12	6	-	3	-	S53,54	40	
	久里浜2P-R	500	DIP	1,374.18	6	-	3				
8	浦賀P-L	500	DIP	910.96	-	-	-	-	S61	32	
	浦賀P-R	500	DIP	911.22	-	-	-				
9	鴨居P	400	HP,DIP	282.86	-	-	-	4	H1	29	
10	走水P	200	DIP	810.86	2	-	-	-	H3,4	27	
11	伊勢町P	200	DIP	666.01	-	-	-	-	H3	27	
12	津久井P-L	500	FRPM	1,735.49	-	-	-	-	H7	23	
	津久井P-R	500	FRPM	1,734.18	-	-	-				
小計				15,960.04							
13	西STP	250	DIP-NS	3,905.44	6	10	-	-	H11,12	19	
14	山科調圧槽	200	DIP-NS	3,365.84	8	7	1	-	H11,12	19	
15	上町STP	300	DCIP	3,245.02	2	10	-	-	S49,50	44	
小計	汚泥系			10,516.30							
16	長瀬P	250	DIP	243.40	-	-	-	-	S62	31	
17	佐原第1MP	75	DIP	126.13	-	-	-	-	H4	26	
18	佐原第2MP	75	DIP	126.37	-	-	-	-	H4	26	
19	森崎4丁目MP	75	VP	56.42	-	-	-	-	H12	18	
20	久里浜港MP	80	HP	3.79	-	-	-	-	H13	17	
21	衣笠MP	50	SUS	20.43	-	-	-	-	H4	26	
22	田戸台MP	75	VP	57.95	-	-	-	-	H5	25	
23	久留和MP	150	DIP-NS	118.57	-	-	-	-	H14	16	
24	城山橋MP	250	DIP-NS	558.74	1	1	-	-	H11,12	19	
25	お国橋MP	100	DIP	136.48	-	-	-	-	H12	18	
26	秋谷第1MP	75	TDIP	74.20	-	-	-	-	H12	18	
27	秋谷第2MP	75	DIP	63.45	-	-	-	-	H22	8	
28	太田和MP	75	DIP	69.50	-	-	-	-	H14	16	
29	長浜第1MP	100	TDIP	145.02	-	-	-	-	H13	17	
30	長浜第2MP	75	TDIP	230.02	-	-	-	-	H14	16	
小計	MP系			2,030.47							
計				28,506.81							

## 提出書類一覧

工事タイトル： 圧送管点検計画ほか策定業務委託

名 称	様 式	部数	備 考
<b>【金文字・黒表紙製本】</b>			
報告書 <sup>※1</sup>	A-4	2	データ提出
<b>【パイプ式ファイル等】</b>			
圧送管位置図、縦断図	A-3	1	データ提出 (CADデータ含む)
議事録および諸官庁打合せ記録	A-4	1	※2
照査報告書	A-4	1	※2
報告書概要版	A-3	1	※2
参考資料	A-4	1	※2

※1 報告書については、区分けをし分かりやすく整理する。(監督員と協議する)

※2 議事録等は報告書に含んでも良い。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

# 積算諸条件調書に係る追加事項

## 1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、ホームページ「各部局の工事積算情報」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

## 2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

## ~~3 市場単価及び標準単価の端数処理について~~

~~市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

## ~~4 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費（1～28項目一括実施）、土砂検定費（ヒ素＋銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

## ~~5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について~~

~~桁等購入費 あり なし~~

~~6 共通仮設費（積上分）の借地料は、発生主及び改良主の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

## ~~7 施工パツケ＝ジ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

## ~~8 経費等情報について~~

~~（1）本工事は共通仮設費及び現場管理費について更生工等補正を行っており、主な管材料は本設計積算書内（総量集計表）に記載している。~~

~~（2）施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正は、土木工事標準積算基準書に準じている。~~

~~(3) 共通仮設費(率分)及び現場管理費の計算~~

~~共通仮設費(率分)及び現場管理費~~

~~= 各対象額×各費率×更生工補正係数×施工地域を考慮した補正係数~~

~~※ 補正係数を乗じる場合は、各費率の端数処理後に係数を乗じて小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。~~

~~(4) 対象額1,000万円以下の経費率については、簡易に算出する場合の率を採用している。~~

~~9 【改築】 取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

10 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

~~1) 土木工事標準積算基準書(土木工事編) 令和元年7月1日版~~

~~2) 積算参考資料(土木工事編) 令和元年7月1日版~~

3) 設計業務等標準積算基準書 令和元年7月1日版

4) 積算参考資料(計画・調査編) 令和元年7月1日版

5) 下水道用設計標準歩掛表

第1巻 管路 令和元年度

第2巻 ポンプ場・処理場 令和元年度

第3巻 設計委託 令和元年度

~~6) 建設機械等損料表 令和元年度版~~

~~7) 下水道施設維持管理積算要領(管路施設編) 2011年度版~~

~~8) 下水道管路管理積算資料 2015~~

~~11 その他~~

~~本工事は、「土木工事標準積算基準書(土木工事編)第11章 施工箇所が点在する工事」にて積算している。~~

~~・○○町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・親設計書(工事1)~~

~~・○○町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・子設計書(工事2)~~

12 補正率について

本設計積算書において補正率は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出しています。

13 経費等情報について

積算諸条件調書にある経費等情報の設計業務等標準積算基準書は下水道用設計標準歩掛表(第3巻 設計委託)と読み替えてください。


令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )	
設 計 書 番 号	年度 01
事 業 所 名	横須賀市上下水道局
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	圧送管点検計画ほか策定業務委託
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市内の各所
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	国費
工 期	150 日間
設 計 金 額	( 円 )
	円
設 計 概 要	(補助) 圧送管点検計画ほか策定 1式
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由	

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	04 資本的支出
項	01 建設改良費
目	30 ポンプ場建設事業費
節	02 ポンプ場建設費
細節	16 委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						



令和 01 年度 積算諸条件調書 ( 当初 )

経費等情報	レ 設計業務	委託先 / $\alpha$ 、 $\beta$	建設コンパクト / $\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$	
		電子成果品作成費	計上する (詳細設計)	
		旅費交通費	計上する (設計)	
	測量業務	安全費率		
		電子成果品作成費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
		施工管理費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務(解析)	委託先 / $\alpha$ 、 $\beta$		
	港湾測量業務	技術経费率		
	港湾磁気探査業務	技術経费率		
	業務委託	諸経费率		
技術経费率				
設計業務等標準積算基準書	適用年版	令和01年7月1日適用		
資材等単価表	適用年版	令和01年7月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考

(その他情報欄)

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
下水道業務費			1	式			
直接人件費			1	式			
圧送管点検計画ほか策定			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書  
 圧送管点検計画ほか策定

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 基礎調査	1	式			第1001号下内
(AMA0020) 現状把握・課題の抽出	1	式			第1002号下内
(AMA0070) 圧送管の点検調査計画の検討	1	式			第1003号下内
(AMA0080) 圧送管の診断計画の検討	1	式			第1004号下内
(AMA0010) 改築・耐震化計画（案）の検討	1	式			第1005号下内
(AMA0040) 報告書作成	1	式			第1006号下内
(AMA0050) 打合せ	1	式			第1007号下内
(AMA0060) 照査	1	式			第1008号下内
合 計					

第1001号 下位内訳書  
AMA0030 基礎調査

1 式 当り  
適用年版 T0107  
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3020) 基礎調査					第1001号単価表
	1	式			
合 計					円/式
	1	式			

第1002号 下位内訳書  
AMA0020 現状把握・課題の抽出

1 式 当り  
適用年版 T0107  
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3040) 現状把握・課題の抽出					第1002号単価表
	1	式			
合 計					円/式
	1	式			

第1003号 下位内訳書  
AMA0070 圧送管の点検調査計画の検討

1 式 当り  
適用年版 T0107  
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3080) 圧送管の点検調査計画の検討					第1003号単価表
	1	式			
合 計					円/式
	1	式			

第1004号 下位内訳書  
 AMA0080 圧送管の診断計画の検討

1 式 当り  
 適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ2010) 圧送管の診断計画の検討					第1004号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1005号 下位内訳書  
 AMA0010 改築・耐震化計画（案）の検討

1 式 当り  
 適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3010) 改築・耐震化計画（案）の検討					第1005号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1006号 下位内訳書  
 AMA0040 報告書作成

1 式 当り  
 適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3050) 報告書作成					第1006号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1007号 下位内訳書  
AMA0050 打合せ

1 式 当り  
適用年版 T0107

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3060) 打合せ					第1007号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1008号 下位内訳書  
AMA0060 照査

1 式 当り  
適用年版 T0107

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ3070) 照査					第1008号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表  
 SJ3020 基礎調査

1 式 当り  
 適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	6	人			
(R0405) 技師 (C)	5	人			
(R0406) 技術員	5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1002号 単価表  
 SJ3040 現状把握・課題の抽出

1 式 当り  
 適用年版 T0107  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	6	人			
(R0404) 技師 (B)	10	人			
(R0405) 技師 (C)	8	人			
(R0406) 技術員	6	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式



第1003号 単価表  
 SJ3080 圧送管の点検調査計画の検討

1 式 当り  
 適用年版 T0107  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	5	人			
(R0404) 技師 (B)	6	人			
(R0405) 技師 (C)	5	人			
(R0406) 技術員	5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1004号 単価表  
 SJ2010 圧送管の診断計画の検討

1 式 当り  
 適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	1	人			
(R0402) 主任技師	2	人			
(R0403) 技師 (A)	6	人			
(R0404) 技師 (B)	12	人			
(R0405) 技師 (C)	6	人			
(R0406) 技術員	5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1005号 単価表  
 SJ3010 改築・耐震化計画（案）の検討

1 式 当り  
 適用年版 T0107  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	6	人			
(R0405) 技師 (C)	2	人			
(R0406) 技術員	2	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1006号 単価表  
SJ3050 報告書作成

1 式 当り  
適用年版 T0107  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	4	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
(R0405) 技師 (C)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1007号 単価表  
SJ3060 打合せ

1 式 当り  
適用年版 T0107  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	5	人			
(R0403) 技師 (A)	5	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1008号 単価表  
SJ3070 照査

1 式 当り  
適用年版 T0107

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	1	人			
(R0402) 主任技師	3	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式